(目的)

第1条 チーム医療推進委員会は川崎病院のチーム医療に関する事項について審議し、院長に上申する機関である。

(組織)

第 2 条

- (1)委員会は医師、看護師、薬剤師、管理栄養士、関係事務 職員らによって構成される。
- (2)委員長、副委員長、委員は各科 (課) の中から院長が指 名する。

(任期)

第 3 条

- (1)委員の任期は1年とする。ただし再任を妨げない。
- (2)補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

(所轄業務等)

- 第4条 委員会は、次の各号に掲げる所掌事務等を行う。
 - (1)チーム医療に関わる業務の運営・管理及び推進に関すること。
 - (2)院長からの諮問事項等に関すること。
 - (3)前各号に掲げるもののほか、委員会が必要と認める事項に関すること。

(会議)

第 5 条

- (1)委員会の議事は書記によって記録され病院の記録に残す
- (2)委員会は原則年1回定期的に開催する。

(部会)

第 6 条

- (1)委員会には、必要な事項を調査・検討等するため、部会 等を設置することができる。
- (2) 部会等の構成員は、病院職員の中から委員長が指名する

0

- (3)部会等は、必要に応じて委員長が召集する。
- (4)委員長は、部会等で調査検討等した事項は、委員会に報告する。
- (5)部会等において必要があるときは、関係者の出席を求め 、その意見又は説明を求めることができる。

(院長からの指示等)

第7条 委員長は、院長からの諮問事項等についての調査審議結 果を院長に報告し、その指示等を仰ぐものとする。

(三役会での承認等)

第8条 委員長は、委員会での調査審議結果を三役会に報告し、 その承認を得るものとする。

(その他必要な事項)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項 は、委員長が定める。

附則

この要綱は、令和2年7月1日から施行する。